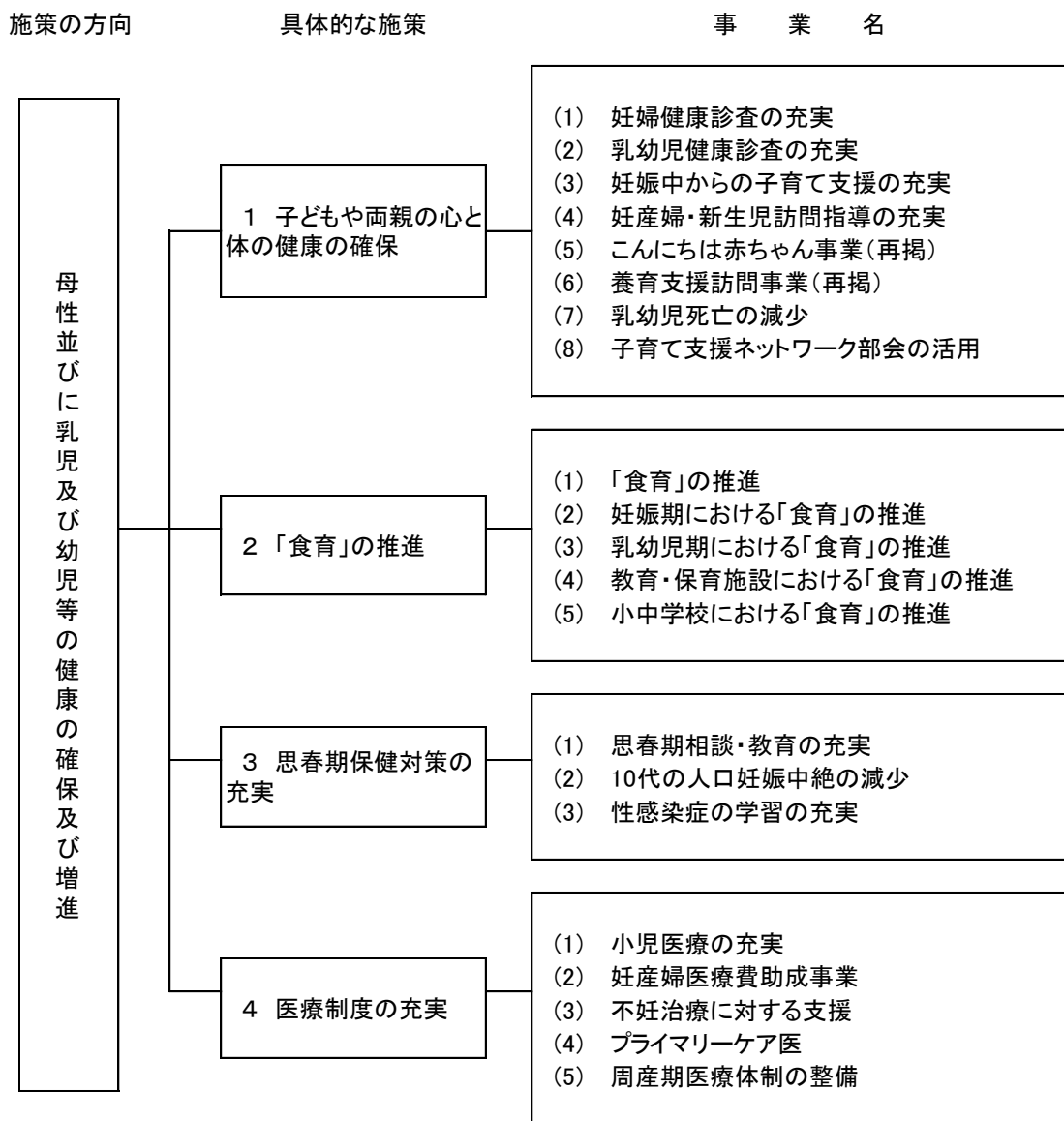


第2章 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

基本方針

女性の社会進出、少子化の進行、児童虐待の増加等、子どもを取り巻く環境の変化に対応し、子どもを健やかに生み育てられるよう、地域ぐるみの子育て支援、児童虐待防止対策の充実、きめ細やかな子育て支援事業の拡充など、次代を担う子どもを健やかに生み育てる環境づくりが必要です。

母性及び乳幼児の健康増進を図るために、訪問指導、相談、健康診査、各種健康教室等を充実していきます。



< 1 > 子どもや両親の心と体の健康の確保

（1）妊婦健康診査の充実

妊娠中の異常を早期に発見し、適切な保健指導を行うため、医療機関に委託して実施しています。

また、その経済的負担の軽減を図ることを目的に、費用の公費負担を行っており、平成23年4月から現行の14回分の助成を行っています。

経済的負担を理由に未健診のまま、出産に至ってしまうことがないように、安全・安心な出産が迎えらるよう助成制度の周知に努め、早期の妊娠届出、その後の定期的な受診を勧奨していきます。

女性の職場進出が進み、妊娠中から出産後も継続して働き続ける女性が増加するとともに、少子化が一層進行する中で、職場において母性が尊重され、働きながら安心して子どもを生むことができる条件を整備することは、重要な課題です。

本市では、母子健康手帳交付時にマタニティグッズの配布や、医師等の指導事項を的確に事業主に伝えることができるようにするための「母性健康管理指導事項連絡カード」を周知しています。今後も、妊婦にやさしい環境づくりを推進していきます。

参考項目（数値目標等）P38 第2部 子ども・子育て支援事業計画
第2章 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策
< 1 > 支援事業の見込み及び確保の方策【14】妊婦健康診査

（2）乳幼児健康診査の充実

本市では、「疾病や異常の早期発見（二次予防）と、さらにリスクの早期発見による疾病等の発生予防（一次予防）のために保健指導につなげる」ことや「育児支援の場」として、先天性股関節脱臼、4か月、10か月、1歳6か月、3歳児健診を実施しています。対象者への個別通知により各健診とも90%以上の高い受診率となっています。

また、健診未受診者の中には、虐待を含むハイリスクケースの可能性が高いため、個別支援のほか各関係機関との連携を強化するとともに、健診が子育ての孤立化を防ぐためにも有効な場となるよう健診内容の充実を図ります。

（3）妊娠中からの子育て支援の充実

妊婦とその家族を対象として妊娠・出産・育児などに関する情報の提供や仲間づくりを支援しています。夫婦で出産に対する心構えと二人で育児をしていくという準備をするには良い機会となっています。

パパママ学級では、「沐浴、妊婦体操」の実習や妊婦同士の交流を、マタニティ歯科教室では歯科健診を、プレパパ・プレママデビュー塾では小児科医師の子育ての経験を踏まえた講話等を実施し、内容の充実を図っています。

妊娠中から、出産・育児に対するイメージを広げることで、親の役割とすこやかな子どもの成長について考えるきっかけとなるように努めていきます。

（4）妊産婦・新生児訪問指導の充実

妊娠届出により把握された、特に支援の必要な妊婦に対して特定妊婦として、要保護児童ネットワーク会議の中で進行管理をし、妊娠中から早期に関わることで、不適切な養育や、虐待防止において出産後も継続して育児支援をしていきます。

マタニティーブルー（妊娠、出産が原因で起こるうつ状態）への対応や母乳育児の推進には、新生児訪問は大きな役割を果たしています。

今後も、出生後早期に新生児訪問ができるよう医療機関との連携強化を図っていきます。

（5）こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）（再掲）P40

生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、適切なサービス提供につなげています。また、里帰り分娩等の方にも里帰り先と連携を図り、タイムリーな訪問を実施しています。

特に必要と認められる家庭においては、養育支援訪問事業につなげていけるよう連携した対応に努めていきます。

（6）養育支援訪問事業（再掲）P40

子育てに不安や家庭養育上のさまざまな問題を抱えており、養育のための支援が特に必要である家庭に対して、養育支援訪問支援者がその居宅を訪問し、子育ての相談・指導又は育児・家事援助等を行います。

訪問支援は、乳幼児家庭等に対する短期集中支援型と、不適切な養育状態にある家

庭等に対する中期支援型を基本として、家庭相談員、保健師等が専門的支援を行うとともに、必要に応じて子育て経験者、ヘルパー等が家事支援を行います。

児童福祉と母子保健の双方の観点から役割分担の下に効果的な訪問支援を実施し、子育ての不安や過重な負担を軽減するとともに当該家庭における適切な養育の実施を確保します。

（7）乳幼児死亡の減少

乳児死亡の原因は、先天性の疾病や周産期に発生した病態が主なものとなっています。また、何の前触れもなく寝ている間に亡くなってしまう乳幼児突然死症候群（SIDS）がありますが、不慮の事故についても、死亡率が高い値を占めており、乳児死亡の特徴となっています。

今後も、乳幼児健診等あらゆる機会を通して疾病の早期発見と、事故防止対策を推進していきます。

（8）子育て支援ネットワーク部会の活用

次代の社会を支えるすべての子どもが、健やかに成長することができ、両親が安心して子育てできる街づくりを促進することが必要です。

今後も、子育て支援ネットワーク部会を活用し、子育て支援及び発達支援について、関係機関との連携、サービスの質の向上を図っていきます。

参考項目 P 3 2 第2部 子ども・子育て支援事業計画
 第2章 地域子ども・子育て支援事業の見込み量及び確保方策
 < 1 > 支援事業の見込み及び確保の方策
 【9】子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

< 2 > 「食育」の推進

（1）「食育」の推進

「朝食の欠食」や「不規則な食事」、「食事内容の偏り」などの食習慣の乱れにより、「心と身体の問題」が子どもたちに生じている現状を考え、乳幼児期からの「正しい食事の摂り方」や「望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくり」による心身の健全育成を図る必要があります。

これらをふまえ、保健分野や教育分野、生産分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた、食に関する学習の機会や、情報提供を進めていきます。

鹿沼市においては、食育推進基本計画「かぬま元気もりもりプラン」の基本理念に基づき、市民一人ひとりが、「食べる力」を身につけて、“いきいき元気”な食生活を営み、「みんなでつくる元気なかぬま」を目指していきます。

（２）妊娠期における「食育」の推進

健康な食生活は子どもの健やかな発達に大きく影響します。妊娠前からの正しい食生活を身につけることが必要となります。特に妊娠中は母体の栄養が胎児に影響を与えることが大きいので、母体と胎児のための十分なエネルギー量を、体重の変化を確認しながら摂取するとともに、バランスのとれた食事について指導を行っていきます。そのため、パパママ学級などを通して、赤ちゃんが健やかに成長し、お母さんも元気で過ごすための食生活について伝えていきます。

（３）乳幼児期における「食育」の推進

身体発育や味覚の形成などの感覚機能・咀嚼機能などの発達が著しい時期にあるため、子どもの発達段階にあった授乳や離乳食の進め方は、正しい食事を身につけるための基本です。この時期の担い手は保護者であり、保護者の意識や行動が大きく影響します。これらのことについて、各種健康診査や育児相談、離乳食教室、2歳児教室などを通して、食習慣や、生活リズムの基礎を身につけるとともに、食への興味や関心を高め、食べる意欲を養います。

（４）教育・保育施設における「食育」の推進

教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）は保護者と離れて生活するはじめての場所であり、正しい食習慣を身に付ける家庭外の学習の場として重要な役割を担っています。

保護者の生活習慣や意識が子どもに大きく影響することから、各機関と連携し、園児を通して家庭全体に生活習慣改善意識が波及するよう啓発活動を行っていきます。

（５）小中学校における「食育」の推進

小中学校では、食に関する学習が家庭科や学級活動及び日々の学校給食等において

進められています。

今後も、市内小中学校等に勤務する栄養教諭等が授業や個別指導に係わり、専門性を生かした指導ができるよう体制の整備をしていきます。

＜3＞ 思春期保健対策の充実

（1）思春期相談・教育の充実

思春期は、人の一生の中で精神的、身体的な発達がもっともめざましく、大人と子どもの両面をもつ時期であり、心と身体の不調和と氾濫する情報の中で、性と心の健康問題が生じています。

それらの問題は、現在の問題にとどまらず、生涯の健康に影響を及ぼし、さらには次世代にも悪影響を及ぼすことが指摘されています。

そのような成長過程にある思春期は、保護者をはじめ、周囲の人たちが思春期の特性を十分理解して、子どもたちと接することが大切です。

最近では、性行動の問題や、喫煙・飲酒、過剰なダイエットの増加、不登校や引きこもり等の問題が多様化、深刻化してきています。

これら問題に対しては、思春期から正しい知識の普及啓発を行い、望ましい意思決定ができるよう支援します。

また、10代の自殺予防対策として「いのちの大切さ」の健康教育を行っています。

今後も、適切な支援を行えるよう、関係機関との役割分担を明確にしながら、相談体制の充実や普及啓発、教育等を進めていきます。

特に相談体制については、窓口開設のPRや乳幼児期からの発達支援を生かした相談、学校においては、スクールカウンセラーによる相談等の充実を図ります。

喫煙や飲酒、薬物乱用については、学校を中心に関係機関の協力を得ながら啓発が進められています。喫煙教育については、成人を対象とした健康教育の推進と合わせて、「喫煙の害について」啓発活動を広めていきます。

（2）10代の人工妊娠中絶の減少

性に関する情報が氾濫する中で、子どもたちやその保護者に対して避妊方法や人工妊娠中絶による心身への影響について、正しい知識の普及を推進していますが、今後さらに、10代の女性の人工妊娠中絶の減少に向けた個別教育や相談、保護者への啓発活動を進めていきます。

（3）性感染症の学習の充実

全国、栃木県とも10代の性感染症罹患率は減少傾向にありますが、成長過程にある子どもたちの心と体をむしばみ、母子感染、不妊症の原因になるなど、生涯を通して健康を脅かす結果となっています。

今後は、エイズ等を含めた性感染症に対する正しい知識の普及が必要であることから、学校教育と連携し、学習の機会や相談の充実を図ります。

＜4＞ 医療制度の充実

（1）小児医療の充実

1）休日・夜間医療の充実

鹿沼市における、休日・夜間医療については、昭和54年に休日急患診療所、休日急患歯科診療所を開設し、平成17年から休日急患診療所が夜間の対応を始めました。

平成25年度における、小児科の受診者は診療所の受診者の約50%になっていることから、休日・夜間の医療体制は今後も維持していく必要があります。

平成27年度には、休日・夜間の医療体制を更に充実させるため、貝島町に診療所を新築し移設を予定しています。

体制維持のため、今後も医師会、歯科医師会と連携し医師の確保に努めていきます。

2）こども医療費助成の充実

子どもの医療費については、中学3年生までの助成を行っています。今後も事業を継続していきます。

3）出産育児一時給付金支給事業

国民健康保険加入者の出産に関し、一時金を給付することによって、出産及び育児を経済的に支援していますが、今後も事業を継続していきます。

（2）妊産婦医療費助成事業

本市在住の妊産婦を対象に、妊産婦の疾病の早期発見と早期治療を促進するため各種健康保険の一部自己負担額を助成しています。

今後も、妊産婦医療費助成制度の周知徹底を図っていきます。

（3）不妊治療に対する支援

本市では、平成16年4月1日から、不妊治療の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図るよう不妊治療費助成制度を創設しました。

平成18年度からは、第2子以降の治療においても助成ができるようにし、さらに、平成21年度より、回数の拡充、平成24年9月からは、対象者の拡充をしています。

申請件数は年々増加傾向にあります。不妊に関わる問題は、経済的負担のみならず、身体的苦痛や精神的ストレス等大きいものがあります。今後はさらに事業の周知や経済的支援に加え、電話や面接による相談において心理的サポートの充実を図ります。

（4）プライマリーケア医（かかりつけ医）

気軽に相談できるかかりつけ医を持ち、安心して親しみのある包括的な医療を受けられることが望まれます。

現在、本市では、乳幼児健診や広報等による医療情報の提供を行っていますが、今後、関係機関との連携を図りながら、かかりつけ医を持てるよう推進していきます。

（5）周産期医療体制の整備

先天異常等の疾患は、医療技術の進歩から周産期にその大多数の病態把握が可能となり、周産期における治療の重要性が増加しています。

安心して妊娠、出産、子育てができるよう、栃木県は高度医療が整っている自治医科大学附属病院、獨協医科大学病院において「総合周産期母子医療センター」の整備や運営支援を行っています。

栃木県は、全国と比して周産期死亡率・乳児死亡率とも高いため、今後も、栃木県が行う広域的な周産期高度医療体制の周知と利用を促進していきます。